平成２７年（フ）第２５１号
岡山市中区山崎226番地の５
破産者　有限会社オンリーワン
１　決定年月日　平成27年10月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２５２号
岡山市南区東畦772―10　南岡山ナーシングホーム内、住民票上の住所岡山市北区今８丁目５番１号　107
破産者　西谷　　勝
１　決定年月日　平成27年10月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８５号
徳島県板野郡松茂町中喜来字前原西参番越23番地４、旧住所徳島県板野郡松茂町広島字西川向14番地
破産者　株式会社フジモト
１　決定年月日　平成27年10月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第２号
茨城県小美玉市下玉里1337番地４
破産者　山口　廸男
１　決定年月日　平成27年10月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第１８号
茨城県稲敷郡阿見町西郷３丁目13番地２　コンフォールリヴァ201号、前住所青森県八戸市内丸２丁目１番42号　サンロード内丸605号
破産者　石舘　政樹
１　決定年月日　平成27年10月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第６１３号
埼玉県川口市北原台３丁目17番20号　コスモプレイス北原台Ｉ　103号
破産者　須藤　祐里
１　決定年月日　平成27年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第６２９号
埼玉県加須市南篠崎1369番地１
破産者　小島　久幸
１　決定年月日　平成27年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１０６号
埼玉県本庄市都島858番地１
破産者　織茂　浩二
１　決定年月日　平成27年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第６０１号
札幌市白石区菊水２条３丁目２―34　第２コーポ智香21号　戸田キセ子方、住民票上の住所札幌市白石区東札幌３条４丁目５番12号ルーブル東札幌105号
破産者　佐藤　昭義
１　決定年月日　平成27年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第９５９号
札幌市西区発寒13条３丁目１番26―101号
破産者　伊藤　直哉
１　決定年月日　平成27年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７３号
群馬県高崎市菅谷町1243番地３　ヴィレッジＫＲ６　103号
破産者　高橋　　渉
１　決定年月日　平成27年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第８０号
群馬県高崎市飯塚町1316番地３　シースカイ101号
破産者　松田　隆央
１　決定年月日　平成27年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第１０９号
群馬県高崎市吉井町吉井314番地１
破産者　須田　啓治
１　決定年月日　平成27年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第４０９号
埼玉県富士見市関沢２丁目26番38号
破産者　新井　　昭
１　決定年月日　平成27年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第２８９号
埼玉県川越市むさし野30番地34
破産者　松本　有美
１　決定年月日　平成27年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第２９５号
埼玉県所沢市有楽町１番６号　ディアスＢ―102
破産者　奥村　　誠
１　決定年月日　平成27年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第４４７号
神奈川県藤沢市辻堂太平台２丁目８番１―231号
破産者　村田　大介
１　決定年月日　平成27年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１２７６号
横浜市中区海岸通４丁目21番地　倉田ビル202号、旧住所神奈川県鎌倉市岩瀬925番地レーベンハイム鎌倉マナーハウス608号室
破産者　駒田　博紀
１　決定年月日　平成27年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３３９号
神奈川県秦野市鶴巻2003番地の18
破産者　松本由香里
１　決定年月日　平成27年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部